

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 議案第 1 号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

同時に個人貸出しすることのできる図書の冊数を増やすことに伴い、貸出冊数の上限に係る規定の整備を行います。

区分	現行	改正後
個人貸出し（第 9 条関係）	6 冊	10 冊
郵送による個人貸出し（第10条関係）	6 冊	10 冊
館長が特別の事由があると認めるとき （第 9 条・第10条関係） （個人貸出し、郵送による個人貸出し）	10 冊	20 冊
自動車図書館における個人貸出し（第17条関係）	8 冊	12 冊

2 施行期日

令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

（令和 8 年 4 月 24 日提出 総務部総務課）



名古屋市図書館館則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>6 冊</u> 以内とする。ただし、図書館の業務に支障がない場合において、館長が特別の事由があると認めるときは、 <u>10 冊</u> を限度としてその数を増加することができる。 6 ・ 7 （略）	第 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>10 冊</u> 以内とする。ただし、図書館の業務に支障がない場合において、館長が特別の事由があると認めるときは、 <u>20 冊</u> を限度としてその数を増加することができる。 6 ・ 7 （略）
第17条 自動車図書館において同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>8</u>	第17条 自動車図書館において同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>12</u>

冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、20冊を限度としてその数を増加することができる。

2 (略)

冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、20冊を限度としてその数を増加することができる。

2 (略)

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。